

令和4年3月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第25号 亀山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・	1
議案第26号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	3
議案第27号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例・・・	4

件名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
----	---------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

本国会（第208回国会）において法案可決が見込まれる令和3年度の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものです。

また、組織及び機構の改革に伴い設置する室並びに歴史博物館及び図書館を課に相当する部門として位置付けることから、室長及び館長については課長と同等の職務を執行させるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 期末手当の支給割合の改定 <第44条関係>

令和4年度以降の期末手当の支給割合を改定します。

ア 一般職の職員について、6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ0.075月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (令和3年度)	1.275月	1.275月	2.55月
改正後の支給月数 (令和4年度以後)	1.2月	1.2月	2.4月

イ 再任用職員について、6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	0.725月	0.725月	1.45月
改正後の支給月数	0.675月	0.675月	1.35月

(2) 組織及び機構の改革に伴い、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき分類する職務の級の基準となる職務の内容を見直し、室長の職務を定めるとともに館長の職務を改めます。 <第4条関係>

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。ただし、令和4年度における組織・機構改革に伴う改正の施行日は、令和4年4月1日とします。

(2) 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の亀山市職員給与条例等の規定により算出される期末手当の額から、調整額（令和3年度の期末手当の引下げに相当する額）を減じた額とする特例措置を設けます。

《調整額の算出方法》

調整額は、令和3年度12月期の期末手当に次の率を乗じて得た額となります。

	令和3年度12月期の期末手当の支給額に乘じる率	令和3年度12月期の期末手当の支給月数	引き下げる支給月数
再任用職員以外の職員	127.5分の15	1.275月	0.15
再任用職員	72.5分の10	0.725月	0.1

(3) その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

(参考)

1 一般職の職員の期末勤勉手当支給割合

	6月期	12月期	合計
R3期末手当	1.275月	1.275月	2.55月
勤勉手当	0.95月	0.95月	1.9月
合計	2.225月	2.225月	4.45月
R4期末手当	1.2月(1.275月)	1.2月(1.275月)	2.4月(2.55月)
勤勉手当	0.95月	0.95月	1.9月
合計	2.15月(2.225月)	2.15月(2.225月)	4.3月(4.45月)

2 再任用職員の期末勤勉手当支給割合

	6月期	12月期	合計
R3期末手当	0.725月	0.725月	1.45月
勤勉手当	0.45月	0.45月	0.9月
合計	1.175月	1.175月	2.35月
R4期末手当	0.675月(0.725月)	0.675月(0.725月)	1.35月(1.45月)
勤勉手当	0.45月	0.45月	0.9月
合計	1.125月(1.175月)	1.125月(1.175月)	2.25月(2.35月)

※ () 内の月数は、この条例による改正前の支給月数です。

件名	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
----	----------------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

本国会（第208回国会）において法案可決が見込まれる令和3年度の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

特定任期付職員の令和4年度以降の期末手当について、支給月数を6月期及び12月期それぞれ0.05月引き下げます。 <第8条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (令和3年度)	<u>1.675月</u>	<u>1.675月</u>	<u>3.35月</u>
改正後の支給月数 (令和4年度から)	<u>1.625月</u>	<u>1.625月</u>	<u>3.25月</u>

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
----	---	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

令和4年度以降の市の再任用職員の期末手当の支給割合改定の取扱いに準じ、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

会計年度任用職員の令和4年度以降の期末手当について、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.05月引き下げます。 <第4条関係>

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (令和3年度)	0.725月	0.725月	1.45月
改正後の支給月数 (令和4年度から)	0.675月	0.675月	1.35月

3 その他

施行日は、公布の日とします。

(参考)

再任用職員の期末勤勉手当支給割合

	6月期	12月期	合計
R3期末手当	0.725月	0.725月	1.45月
勤勉手当	0.45月	0.45月	0.9月
合計	1.175月	1.175月	2.35月
R4期末手当	0.675月(0.725月)	0.675月(0.725月)	1.35月(1.45月)
勤勉手当	0.45月	0.45月	0.9月
合計	1.125月(1.175月)	1.125月(1.175月)	2.25月(2.35月)

※ () 内の月数は、令和4年3月議会に提案する亀山市職員給与条例の一部を改正する条例による改正前の支給月数です。